

第389回  
天草不知火海区漁業調整委員会  
議事録

令和5年(2023年)1月25日開催

## 第389回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)1月25日(水) 午前11時から

開催場所 熊本県庁新館2階 職員研修室

出席者

(出席委員) 江口幸男 佐々木倫一 桑原千知 友村喜一 廣田幸英 深川英穂  
澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 田中愛美

(欠席委員) 前田和昭 田代龍也 一宮睦雄 藤木美才 藤田香織

(天草広域本部水産課) 参事 津方秀一

(水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭  
技師 直江瑠美

議事

### (1) 議題

#### 第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

#### 第2号議案

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

#### 第3号議案

熊本県資源管理方針の改定について(諮問)

#### 第4号議案

全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止について(指示)

#### 第5号議案

しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について(指示)

#### 第6号議案

令和4年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について(協議)

### (2) 報告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について

### 議事の経過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから第389回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、15名中、会場に6名、リモート4名、合計10名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「第389回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。</p>
-----	---

<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。        それでは、江口会長お願いします。</p> <p>皆さん、おはようございます。今日はこの雪の中ではありますが、皆さんここに集まって頂いて会議をする予定でしたが、雪の関係で一部ウェブ会議になっております。慣れないウェブ会議だと思いますが、よろしく願いをしたいと思えます。</p> <p>それでは、ただ今から第389回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は深川委員と平岡委員にお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願ひします。それでは議事に入りたいと思えます。</p> <p>第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。</p> <p>今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから18ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。</p> <p>まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、小目流し網漁業、きびなご刺し網漁業及び困い刺し網漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、えび流し網漁業、げんしき網漁業及び磯建網漁業です。</p> <p>最初に新規の許可についてご説明します。まず、小目流し網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような網目の大きさ</p>

が5センチメートル未満の漁具を潮流を横切るように設置し、主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は3月から10月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に示しております、天草と長崎県の島原半島に挟まれた海域の天草有明海です。許可予定の隻数は1隻で、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に、きびなご刺し網漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。資料は4ページ、5ページになります。きびなご刺し網漁業では、スライド5番の図のように網漁具を設置し、水面をたたくなどして脅し、網に絡ませ、きびなごを漁獲します。漁業時期は、8月から翌年6月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に黄色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先です。許可予定の隻数は1隻で、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。きびなご刺し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。資料は6ページ、7ページになります。囲い刺し網漁業では、スライド7番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド8番の参考図に黄色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内の田浦地先です。許可予定の隻数は、3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に許可の有効期間満了に伴う許可についてご説明します。

まず、えび流し網漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。制限措置の資料は8ページから12ページになります。スライド9番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に示しております、緑色で色付けした不知火海と一部の地区では天草と長崎県の島原半島に挟まれた海域の天草有明海を加えた区域となります。許可予定の隻数は、不知火地区が97隻、天草地区が37隻となっています。その他の内容は資料8ページから11ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次に、げんしき網漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。資料は13ページから16ページに記載しております。スライド11番の図のような漁具を設置し、くる

まえび等を漁獲します。先ほどのえび流し網漁業では、えびを網に絡ませて漁獲しますが、げんしき網漁業では、スライド11番の図の漁具の下側の袋状の部分にえびを落とし込んで漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド11番の参考図に示しております、緑色で色付けした不知火海と一部の地区では天草と長崎県の島原半島に挟まれた海域の天草有明海を加えた区域となります。許可予定の隻数は不知火地区が24隻、天草地区が50隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料の13ページから15ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

最後に磯建網漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。資料は17ページ、18ページになります。スライド13番の図のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します。漁業時期は今回公示を予定している地区では、周年操業可能となっています。今回公示する制限措置の操業区域は、スライド14番の参考図に青色で色付けしている、天共第5号共同漁業権漁場内佐伊津地先と黄色で色付けしている天共第6号共同漁業権漁場内御領地先です。許可予定の隻数は5隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料17ページに記載のとおりとなっています。磯建網漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド15番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和5年1月30日から令和5年2月7日まで、許可の有効期間満了に伴う許可のうち、えび流し網漁業とげんしき網漁業の申請期間は、令和5年1月30日から令和5年2月13日まで、磯建網漁業の申請期間は、令和5年1月30日から令和5年2月28日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

他にございませんか。

議長

ようございますか。

委員

はい

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。  
続きまして、第2号議案「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は20ページをご覧ください。令和5年4月1日から始まる令和5管理年度の「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量について、小型魚が6.9トン、大型魚が6.2トンという通知が水産庁からありました。そこで、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があります。配分量の決定過程については、次のページをご覧ください。

漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、年間漁獲可能量の配分について載せております。本資料については本委員会でこれまでご説明させていただきましたので省略させていただきますが、図の一番下にありますように、本県では国の配分を受け、都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分します。

次のページをご覧ください。知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保枠とすることとされています。この配分割合に従うと、小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量はそれぞれ6.2トン、5.6トンとなり、県留保枠はそれぞれ0.7トン、0.6トンということになります。

ただし、本県では平成28管理年度に小型魚の漁獲量が漁獲可能量を3.4トン超過したことから、令和5管理年度の配分量は0.3トン調整された数量となっています。なお、この調整は令和7管理年度まで続く予定です。

ページが前後しますが、資料の20ページをご覧ください。都道府県別漁獲可能量は国からの追加配分や他県との融通により、管理年度途中で複数回変更になることが見込まれます。それに伴い、知事管理漁獲可能量を迅速に変更する必要があるため、資料の下段のなお書き以降に記載しておりますとおり、管理年度中に都道府県漁獲可能量が変更になった場合、熊本県資源管理方針に定める配分割合に従って配分量を変更し、後日、本委員会に報告したいと考えておりますので、これについても併せてお諮りします。

以上、令和5管理年度における小型魚及び大型魚の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長	<p>ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針の改定について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課資源栽培班です。</p> <p>私からは資料23ページ以降のぶりについての資源管理方針の一部改定について、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。</p> <p>国は、令和2年12月の漁業法改正により、主要な有用魚種の乱獲を防止するため、漁獲可能量を定め、その対象魚種についても順次拡大していくこととしています。</p> <p>県では、令和2年12月1日付けで「熊本県資源管理方針」を策定し、順次、国が行う対象魚種の追加に応じて、本方針に魚種とその管理方法を追加してきました。</p> <p>現在、本方針は、「まあじ」「まいわし」「くろまぐろ」「するめいか」「まさば・ごまさば」の5魚種を対象に資源管理を行う内容としています。</p> <p>今回は、本県独自の対象として「ぶり」を追加したく、その内容に関する諮問となります。</p> <p>まずは、資料24ページの「1 主旨」をご覧ください。</p> <p>これまで、漁業者による資源管理の取組は、漁業者が作成した「資源管理計画」に基づき実施していましたが、漁業法の改正により、漁業者が実施する自主的な資源管理は、新たに漁業者が「資源管理協定」を締結し、県の認定を受けて、目標達成のための具体的な取組を行っていくこととなりました。</p> <p>これに伴い、これまでは「資源管理計画」への参加が漁業収入安定対策事業の加入要件となっていましたが、令和6年度以降は「資源管理協定」への参加が加入要件へと変更となります。</p> <p>漁業収入安定対策事業とは、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、漁業者の収入が減少した場合の補填等を行う事業です。「資源管理協定」を締結するためには、対象魚種の資源管理の方向</p>

	<p>性について、国が定める資源管理基本方針又は県が定める資源管理方針に沿ったものである必要があります。</p> <p>今回の改定は、令和4年度内に資源管理協定を締結予定の天草海域の大型・小型定置資源管理協定において、対象魚種を「まあじ」及び「ぶり」と定めるため、県資源管理方針を改定し、新たに「ぶり」の資源管理の方向性等を追加するものです。</p> <p>なお、「まあじ」は既に県の資源管理方針に記載しています。</p> <p>次に、「2 ぶりの資源管理の方向性について」をご覧ください。</p> <p>ぶりは広域的な資源であるため、国が行う資源評価により提案された目標管理基準値案に回復させることを目指します。</p> <p>なお、国は令和5年度内に資源管理基本方針を改定し、ぶりの資源管理の方向性について追加する予定です。このため、今回の改定により目指す目標は、国が資源管理基本方針に資源管理の方向性を定めるまでの期間に用いるものとし、今回の改定により、ぶりの数量報告や数量管理を求めるものではありません。</p> <p>具体的な内容については、資料37ページの別紙2になりますのでご覧ください。「第2」では、先ほど御説明した資源管理の方向性を記載しています。「第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」では、調整規則等の公的規制の遵守や、資源管理協定への公表や取組の促進について記載しています。</p> <p>なお、まあじ及びぶりの資源管理協定を締結予定の天草海域の大型・小型定置資源管理協定においては、休漁日の設定による資源管理を取り組む予定となっています。水産振興課の説明は以上です。</p> <p>なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。</p> <p>御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。</p>
深川委員	<p>説明を行っている方の声が小さすぎて聞こえづらい時があります。</p>
水産振興課	<p>声が聞こえづらいということですね。分かりました。申し訳ありません。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第3号議案は、「特に意見なし。」</p>

	と答申してよろしいですか。
委員	はい
議長	<p>それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>続きまして、第4号議案「全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。座って説明させていただきます。</p> <p>資料は38ページになります。</p> <p>令和5年(2023年)1月6日付け熊本県漁業協同組合連合会 代表理事会長から、マダイ資源保護に関する委員会指示について要望をいただいております。</p> <p>要望の内容としましては、当県漁業者は、マダイの資源保護を目的に全長15センチメートル以下のマダイ稚魚を再放流するなど、資源管理型漁業に積極的に取り組んでいますが、更なるマダイ資源保護を図るためには、県民による一層の理解と協力が不可欠であり、遊漁者を含めた資源保護の実践徹底が必要です。</p> <p>このため、現在、出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第184号の継続をお願いする、というものでございます。</p> <p>資料40ページに県公報に登載されました委員会指示第184号を添付しております。</p> <p>マダイの資源状況につきましては、水産庁が実施する資源評価におきまして、資源は少なく、漁獲も強すぎると評価されていることから、事務局としましては、委員会指示を継続する必要があると考えております。説明は以上でございます。</p> <p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。</p>
委員	はい
議長	<p>それでは、他に無いようですので、第4号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。</p>
委員	はい
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。</p>

事務局	<p>それでは、委員会指示案を説明させていただきます。 資料4 1 ページに委員会指示の案を付けております。 委員会指示の案を読み上げさせていただきます。 天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号 マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。 日付は公報登載日となります。 天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男</p> <p>1 指示の内容 宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。</p> <p>2 指示の有効期間 令和5年（2023年）2月1日から令和7年（2025年）1月31日までとする。 事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、他に無いようですので、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。 続きまして、第5号議案「しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。座って説明させていただきます。 資料は、42ページをご覧ください。 天草漁業協同組合 代表理事組合長から、しいらづけ周辺での釣り漁業の禁止について、現在の委員会指示を継続して欲しい旨の要望が上げられております。 まず、しいらづけしいら1 そうまき網漁業についてどのような漁法であるのか説明いたします。 資料43ページをご覧ください。 最初に「つけ」と呼ばれる竹製の筏を漁場に設置します。</p>



	<p>きます。</p> <p>天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号</p> <p>しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>日付は公報登載日となります。</p> <p>天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男</p> <p>1 指示の内容</p> <p>6月1日から11月15日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。</p> <p>2 指示の有効期間</p> <p>令和5年（2023年）2月1日から令和7年（2025年）1月31日までとする。</p> <p>以上が委員会指示の案でございます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、他に無いようですので、第5号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第5号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。</p> <p>続きまして協議事項、第6号議案「しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>はじめに、資料46ページをご覧ください。</p> <p>長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。また、資料48ページに区域図をお示ししております。</p> <p>まず、この協定書が締結された背景について概要を説明致します。協定書の区域につきましては、昭和50年代から平成10年ごろにかけて、熊本県が国の補助事業として承認を受けて魚礁を設置した区域</p>

になります。この魚礁に集まる魚の群れを狙った長崎県籍のまき網船団の操業が問題となったことから、まき網船団の操業禁止に関する天草不知火海区漁業調整委員会の委員会指示を平成8年2月に発出しました。その後、長崎県との協議を経て、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保を目的とした本協定書を平成14年に締結しました。

苓北地先のA区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、3月1日から9月30日まで操業禁止となります。

五和地先のB区域におきましては、長崎県のまき網漁業は周年操業禁止となります。

この協定の第4に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。

これを根拠に、資料50、51ページの合意書と資料52ページの協議会運営要領が作られておりまして、これらに基づき年に1回、当委員会と長崎県南部海区漁業調整委員会との間で、当該区域における操業状況に関して協議を行っており、今回で通算19回目の協議となります。

また、協議会の開催につきましては、協議会運営要領の第4の2により、開催地は原則として両県交互とすると定められております。

昨年度は、本県において協議会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面決議により行われました。

今年度の開催につきましては、長崎県南部海区漁業調整委員会と協議した結果、行動制限のない状況であり、直近2か年が書面開催となっていることから、対面により開催することとなりました。

そこで、協議会への出席者につきまして、御審議いただきたいと思っております。

資料53ページをご覧ください。協議会の出席者案を添付しております。

従前から会長及び副会長につきましては、御出席いただくということで、江口会長、前田副会長には御出席をお願いしたいと考えております。また、廣田委員が関係地区の一つである苓北地区の漁業者代表委員でありますので、御出席をお願いしたいと考えております。

漁業者の代表としまして資料には天草漁協の理事であります橋本与様を記載しておりますが、一昨日、急遽、出席できないという旨の連絡がございまして、同支所の漁業者でありましてえびこぎ網組合の組合長をされております木口正也様をお願いできるということで、木口様に変更したいと考えております。苓北支所につきましては、先週末までは出席予定の漁業者の方がいらっしゃったのですが、ちょっとどうしても出席できないと、先週の金曜日に連絡がございまして、今のところ苓北支所及び廣田委員にご推薦頂いた方をお願いしたいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長	<p>ありがとうございます。ただ今、事務局から、第6号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、他に無いようですので、第6号議案については、事務局案に同意するということでしょうか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>ありがとうございます。  それでは、第6号議案については、事務局案のとおり出席することとします。  次は報告です。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課でございます。よろしく申し上げます。漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は54ページからになります。着座にて説明させていただきます。</p> <p>1「資源管理状況等の報告の義務化について」、令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。</p> <p>また、同法第90条第2項及び同規則第28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。</p> <p>今回、報告しますのは、改正法施行後の令和2年12月から令和3年度にかけて、海面の漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。</p> <p>天草不知火海区については、共同漁業権で22件、定置漁業権で2件、区画漁業権で388件の合計412件の漁業権があり、その全てについて報告がされております。内訳については、法令集の黄色の付箋部分に示しておりますので、併せて確認をお願いいたします。</p> <p>2「報告方法」ですが、令和3年の11月に県内の全漁業権者に対し、漁業法第90条第1項に基づく資源管理状況等の報告について、文書を発出し、改正法施行後の令和2年12月1日以降の令和2年度分及び令和3年度分について、報告を求めています。</p> <p>各漁業権者からの報告事項ですが、59ページの【参考】報告様式に記載している項目を確認下さい。</p> <p>報告事項について、共同漁業権では、(1)資源管理の状況等について、漁業関連法令の遵守、休漁日や漁獲上限の設定等、定着性水産</p>

動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。

また、(2) 漁場の活用状況については、漁業の名称、延べ操業人数及び日数、漁獲量になります。60ページから63ページに漁業権別の報告様式を添付しております。

3「適切かつ有効の判断について」各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになります。これは、64ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

56ページをご覧ください。4「各漁業権別の報告結果の概要」について御報告します。

まず、共同漁業権からですが、不知火海区の共同漁業権は、火共第1号から火共第7号までの合計7件があり、(1) 資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視の取組、資源保護のための禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

また、主要魚種であるあさりの増殖、藻場の造成、食害生物の駆除、稚魚の放流、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

(2) の漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、あなじゃこ、たこ、かき、なまこ、あわび、ひじき、わかめ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第2種及び第3種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網(つぼ網)、雑魚羽瀬網で漁獲がありましたが、第1種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業がありました。

(3) の適切かつ有効の判断について、漁業の行使実態はありましたが、漁場の目的外利用の有無については、状況が把握できなかったため、別途報告を求めることを予定しています。

次に天草海区の共同漁業権は、天共第1号から天共第15号までの合計15件あります。(1) 資源管理の状況等については、不知火海区同様、漁業関連法令の遵守、漁場監視、資源管理のための禁漁、サイズ制限の取組、藻場造成、食害生物駆除、稚魚放流等の増殖の取組が報告されました。

(2) 漁場の活用の状況については、あさり、たこ、うに、あわび等の第1種共同漁業、小型定置網等の第2種及び第3種共同漁業ともに漁獲がありましたが、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業種類がありました。

(3) の適切かつ有効の判断について、漁業の行使実態はありましたが、漁場の目的外利用の有無については、状況が把握できなかったため、不知火海区と同様に別途報告を求めることを予定しています。

57ページをご覧ください。次に区画漁業権について報告します。

不知火海区ですが、のり浮流し養殖業やかき垂下式養殖業等の第1種区画漁業が合計51件及び築堤式のくるまえび養殖業である第2種

	<p>区画漁業が1件あります。</p> <p>(2) 資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のりや魚類については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。</p> <p>(3) 漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、合計7件について、養殖の行使実態が確認できないものがありました。</p> <p>(4) 適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断し、行使実態が確認できない漁業権7件については、各漁業権者に対し、過去の行使状況を含めた実態等について、別途報告を求めることを予定しています。</p> <p>次に天草海区ですが、魚類小割式養殖業、くろまぐろ養殖業、かき垂下式養殖業、真珠養殖業、わかめ養殖業等第1種区画漁業が合計274件あります。また、くるまえび養殖業、かに養殖業の第2種区画漁業が62件あります。</p> <p>(2) 資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく生産に加え、底質環境調査の実施、へい死貝の適切処分等の取組も報告されました。</p> <p>(3) 漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、生産実績が0や行使者が0人などの報告があり、24件で行使状況について確認できないものがありました。</p> <p>(4) 適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断し、行使実態が確認できない漁業権24件については、各漁業権者に対し、過去の行使状況を含めた実態等について、別途報告を求めることを予定しています。</p> <p>最後に58ページの定置漁業権について報告します。</p> <p>定置漁業権については、2件あり、資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守に加え、休漁日及び休漁期間の設定について報告がありました。</p> <p>また、漁場の活用状況は、あじ、いさき、さば等が主に漁獲され、周年操業されていることから、定置漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しております。</p> <p>漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。</p>
議長	水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。
議長	はい、どうぞ。
平岡委員	これは、義務付けされて、初めての報告になるんですね、それで

水産振興課	<p>判断の仕方が難しいんじゃないかなと思って、色々、考えているところですけど、例えば56ページの共同漁業権のところ、適切かつ有効の判断についてということで「行使実態はあるが」というのは、概ね適切かつ有効と判断されるということとは、また違うということですかね。非常に何か表現の仕方が難しいだろうなと思うんですけど。</p> <p>まずですね。共同漁業権の漁業としての行使状況については漁協、漁業権者の方から漁業の種類別に漁獲量とか行使の状況が報告されております。ただ、資源が少ない状況の中で、どうしても行使できない漁業というのがございます。共同漁業権につきましては、この行使の適切かつ有効の判断なんですけど、一部の漁業種類が営まれてないことをもって適切かつ有効でないとは判断するのではなくて、法令の遵守状況、あとは漁業権者としての漁場の管理、また、増殖の取り組み等、総合的な観点から適切かつ有効について判断していくということになります。ただ、今回は漁場の目的外利用というところについて、あくまで漁業に関する報告はしていただいたのですが、漁業以外の取り組みがされることによって、本来の共同漁業権での行使ができているのかどうかというところについては、不明な部分があったので、そちらについては、別途、調査をさせて頂くというふうに考えています。</p>
平岡委員	<p>こういう報告に基づいて、また判断していく。</p>
水産振興課	<p>そういうことになります。</p>
平岡委員	<p>基本的には概ね適切かつ有効という、現時点ではそういうふうに判断していくということですか。</p>
水産振興課	<p>現時点では、まだ、そうですね。</p>
平岡委員	<p>区画漁業権の方は、漁業権の行使実態が適切かつ有効に活用されていることとできるが、共同漁業権は判断が難しいというところですね。判断するのは大変だと思うんですけどよろしくお願いします。</p>
水産振興課	<p>はい</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にないようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何</p>

委員	かごさいませんか。
議長	(意見なし)
事務局	事務局はありませんか。 はいどうぞ。
議長	今回、悪天候のためにリモートで急遽参加していただきました。委員の皆様方には資料の送付がきちんと行われていなかったことに関してお詫びを申し上げたいと思います。今回の経験を生かして、きちんと資料が送付できるようなルートについて確定していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。
	はい、それでは、これで第389回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。委員の皆さん、どうもありがとうございました。